

## 食事提供規定

### 1. 目的

この規定は、食事の配膳・下膳の手順を定める事で、入居者の皆様に適切かつ安心して食事をしていただくことを目的とする。

### 2. 担当者

配膳・下膳の責任担当者は下記の通りとする。

項目	担当者
食事の準備（テーブルセットなど）	
配膳	
食事介助	
服薬管理	
下膳	

### 3. 業務手順

#### 食事の準備

- 食事開始 15分前に、各テーブル等を綺麗なフキンで拭く

#### 配膳台の移動

- 厨房より配膳台を食堂まで運ぶ

#### 配膳

- 配膳車より食事を取り出し利用者に配膳する

（注意）配膳を行う際は、食札を確認し、各利用者に間違いのないように配膳を行う事

#### 服薬管理

- 服薬をされる利用者がある場合は、薬保管室にある薬箱より、該当利用者の薬を取る

（注意）薬を取り出す際は、利用者名、日付などを確認し、誤飲がないように最善の注意を払う事

※ 服薬管理については、別途定める「服薬管理規定」を参照する

#### 食事介助

- 食事介助を必要とする利用者は、介護職員が食事介助を行う

#### 下膳

- 配膳台に下膳する

（注意）利用者が食事をしている間は、食事が終了するまでなるべく下膳しないように心掛ける